

令和3年第20回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年11月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君	
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君	
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君	
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君	
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君	
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君	
13番	石 田 力 司 君	職務代理	14番	日 並 洋 君	
振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君	16番	佃 徹 君	
	17番	田 村 秀 司 君	18番	木 村 勝 彦 君	
	19番	鎌 仲 照 幸 君	会 長	20番	千 葉 正 美 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田 中 三智雄 君	主査	矢 野 豊 君
主事補	加 賀 屋 敦 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議 事 日 程

令和3年第20回 美幌町農業委員会総会
令和3年11月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第36号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第83号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 7 | 議案第84号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 8 | 議案第85号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第86号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 | 議案第87号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 11 | 議案第88号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日 程 第 12 | 協議第7号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第20回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号4番 寺本委員、同じく議席番号5番 安藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案6件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの4法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第83号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号45号。
事 務 局	内容番号45号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和3年5月25日から令和4年5月24日までの1年間、合意解約年月日は令和3年11月5日、土地引渡日は令和3年11月5日でございます。以上本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号45号は適当と認めます。 内容番号46号。
事 務 局	内容番号46号についてご説明致します。本件は農業公社から5年間借受し、来年1月をもって期間満了で売渡を受ける予定でしたが、賃借人が規模縮小を図るため合意解約した後、他者に売買するものでございます。賃貸人は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成29年3月28日から令和4年1月21日までの5年間、合意解約年月日は令和3年11月4日、土地引渡日は令和3年11月4日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。 議案第83号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第7、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号149号。
事 務 局	内容番号149号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願ひます。本件は先月10月総会で買入協議要請を行った農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案8ページをご覧願ひます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年11月26日、代金の支払期限は令和4年1月11日、利用調整日は令和3年11月11日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数

など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号149号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが離農することになり所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、新規に設立された〇〇が借受する予定になっておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号149号は適当と認めます。
内容番号150号。

事務局 内容番号150号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は先の議案第83号 内容番号46号で合意解約した農地で農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年11月26日、代金の支払期限は令和4年1月21日、利用調整日は令和3年11月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番 内容番号150号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが購入する予定でしたが〇〇さんが規模縮小することになったため新たに購入する方をあっせんにより調整した結果、〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号150号は適当と認めます。
内容番号151号。

事務局 内容番号151号についてご説明致します。参考資料は4ページと5ページをご覧願います。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案8ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年11月26日から令和8年9月27日までの5年間、利用調整日は令和3年11月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号151号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は9月に〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは法人化され、畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号151号は適当と認めます。
内容番号152号。

事 務 局 内容番号152号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年11月26日から令和8年9月27日までの5年間、利用調整日は令和3年11月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号152号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は9月に〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号152号は適当と認めます。
内容番号153号。

事 務 局 内容番号153号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年11月26日から令和8年9月27日までの5年間、利用調整日は令和3年11月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号153号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号153号は適当と認めます。
議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第8、議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号49号。

事務局 内容番号49号についてご説明致します。参考資料は9ページから10ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料11ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

7番 内容番号49号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で大豆、菜豆、甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。
内容番号50号。

事務局 内容番号50号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件は昨年も同様の案件ございました農地所有適格法人の構成員の間での贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。昨年も同様案件があった際にご説明させていただきましたが、本来、これから農地を所有する者は相続を除いて3条資格者でなければなりません。3条資格者とは農地法第3条第2項各号に該当しない者とされており、それは全ての農地を効率的に利用すること、農作業従事日数が150日以上である、下限面積が2haを超えている、地域調和も問題がないなどを満たしていることを言います。今回の場合、〇〇さん個人は〇〇の代表取締役ではありますが、個人としては3条資格者ではないので許可要件を満たしていないこととなります。ただ、農地所有適格法人の構成員には特例があり、既に、個人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地、この場合、〇〇さんから〇〇に使用貸借権が設定されております。その設定がされていて、かつそれをそのまま生かす、継続する場合に限り、農地所有適格法人の構成員への3条による所有権移転は認められることとなっております。なお、その場合の3条資格者であることの確認は既に農地所有適格法人の年1回行う定期報告であったり、使用貸借の確認の際にしているので、確認は不要とされております。以上、昨年と同様ではございますが農地所有適格法人の構成員の特例のご説明となります。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6番 内容番号50号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんから息子の〇〇さんへ贈与するものです。また、贈与後は引き続き、〇〇さんが経営する法人に使用貸借することとなっております。〇〇さんは法人化し、小麦と馬鈴薯、大豆、人参を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件は法人が利用するため、〇〇さん個人が満たす必要はありませんが、現在も引き続き農地を適正に利用していることを11月14日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。
内容番号51号。なお、内容番号51号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号51号についてご説明致します。参考資料は13ページから16ページをご覧願います。本件は経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号51号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、人参、キャベツ、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願います。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月9日、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号51号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号52号。

事 務 局

内容番号52号についてご説明致します。参考資料は18ページから20ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案12ページと13ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号52号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月1日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。

議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号52号は適当と認めます。 内容番号53号から55号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	<p>内容番号53号から55号について一括ご説明致します。参考資料は22ページと23ページをご覧願います。本件も経営移譲に伴う使用貸借案件でございます。</p> <p>借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号53号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。内容番号54号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧願います。内容番号55号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧願います。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超過しております。参考資料24ページから26ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 3 番	<p>内容番号53号から55号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するため、父〇〇さん、祖父〇〇さん、祖母〇〇さんからそれぞれ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参、キャベツを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月3日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号53号から55号は適当と認めます。 議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	<p>日程第9、議案第86号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号9号。</p>
事 務 局	<p>内容番号9号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。本件はカラマツ植林のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は第2種農地でございます。転用目的はカラマツ植林で計画の概要は〇〇㎡の土地に〇〇本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和4年11月30日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 4 番	<p>内容番号9号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請地は町の中心部から約13kmほど離れた場所にあり、山林に囲まれた不整形な地形であり、生産性の低い土地のため現地の状況からみて、やむを得ないものであると11月10日、梅津委員と確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。</p> <p>議案第86号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第87号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号27号。</p>
事 務 局	<p>内容番号27号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
4 番	<p>内容番号27号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この土地は現在は法面となっており、畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月10日、田村委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。</p> <p>内容番号28号。</p>
事 務 局	<p>内容番号28号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号28号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この土地は現在は農舎が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月11日、武田委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。</p> <p>議案第87号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第88号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号24号。</p>
事 務 局	<p>内容番号24号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧ください。</p>

申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年11月8日、利用調整を行った時期が令和3年11月8日から令和3年11月22日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
内容番号25号。

事 務 局

内容番号25号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧ください。
申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年11月8日、利用調整を行った時期が令和3年11月8日から令和3年11月22日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。
議案第88号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第12、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第7号美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議についてご説明致します。別添となっている資料「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」の1ページ目をご覧くださいと思います。今回の整備計画の変更は平成26年8月に全体見直しの変更を行ってから5年以上が経過し、現状の農地の利用状況などに合わせて計画を見直すものとなっております、町・農政から11月18日付で農業振興地域整備計画の変更に係る関係機関への意見を求められました。内容につきましては農用地区域内の編入・除外が主なもので、整備計画方針については振興計画を軸として作成し、内容的に従来と大きく変更しているものではございません。

それでは具体的に農用地区域内の編入・除外・区分変更についてご説明致します。変更箇所の主なものとして①農用地区域への編入は農地として現在、利用しており、今後も農地として利用される土地を編入させるものです。②農用地区域からの除外は現況が山林や雑種地などの非農地で農用地区域内に設定されているもののうち、農地として開発しないであろう土地を除外するものです。③用途区分の変更は農舎建設予定のため区分変更をするものです。資料2ページ目をおひらき下さい。変更内容として農用地区域内への編入(A)については、対象面積175町で所有者等の一覧は4ページから7ページの一覧表のとおりとなっております。農用地区域からの除外(B)については、対象面積193.9町でこちらも所有者等の一覧は8ページから15ページの一覧表となっております。農用地区域内での用途区域の変更(C)については対象面積0.1町でこちらも所有者等の一覧は16ページとなっております。16ページの後ろからは参考に各地区の航空写真を見開きで掲載しております。赤色が編入、青色が除外となっております。事務局からの説明は以上です。よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第20回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時12分